

可燃ごみ及び資源ごみ収集運搬業務に関する質問に対する回答（11月1日現在）

No.	受付日	項目	該当箇所	質問	回答
1	10月27日	入札参加資格申請書の提出部数	告示3(5)	①入札参加資格申請書の提出ですが、複数地区入札希望の場合一部にまとめて記載しての提出、もしくは希望入札区域分それぞれの提出でしょうか？	①入札参加資格申請書は、複数地区入札希望の場合でも正本1部、副本1部の提出となります。なお、「可燃ごみ収集運搬業務」及び「資源ごみ収集運搬業務」の両方の業務に入札参加する場合は、正本2部、副本2部の提出が必要です。
		開札順	告示11(1)エ	②可燃ごみ・資源ごみ両業務の開札順はどのようになりますでしょうか。 開札順にもよりますが、可燃ごみ収集運搬業務を落札した場合、資源ごみ収集運搬業務の入札は無効との考えでよろしいですか？	②開札順は、各告示の「11 落札者の決定方法（1）入札の方法及び落札者の決定 エ 開札順」になります。また、「可燃ごみ収集運搬業務」を落札した場合でも「資源ごみ収集運搬業務」の入札は無効にならず、有効です。
2	10月28日	車検・法定点検の頻度（可燃ごみ）	委託経費積算基準2(3)	委託設計書には、2直接物品費（3）車検・法定点検・架装部点検と標記されていますが、委託経費積算基準には、2直接物品費（3）車両修繕料（1台あたり）の車検・法定点検欄の説明項目には、車検：年1回、6ヶ月点検：年1回と標記されていますが、仕様書によると、車検：年1回、3ヶ月点検：年3回、架装部点検：年2回実施することになり、委託経費積算基準と仕様書の内容が乖離しております。委託経費積算基準の訂正が必要ではないでしょうか？	ご指摘のとおりですので、可燃ごみの委託経費積算基準を次のとおり訂正します。 →車検：年1回、3ヶ月定期点検：年3回、架装部点検：年2回

3	10月28日	入札書等の提出	告示9(1)	<p>①入札書の提出に於いて「入札金額内訳書」の提出となっていますが、これは「委託設計書」の提出で良いのでしょうか。</p> <p>②入札書等の提出に於いて「業務上配慮すべき事項に係る技術的所見」(要綱様式第2号)を正本1部及び副本8部の提出とありますが、入札の地区ごとに提出する必要がありますか。</p>	<p>①②入札書等の提出方法については、入札参加資格があると認められた者に対して、あらためてご案内します。なお、ご質問の「入札金額内訳書」については別様式を用意しており、「業務上配慮すべき事項に係る技術的所見」については可不燃ごみ・資源ごみごととし、入札の地区ごとの提出とはしない予定です。</p>
		軽油の単価	委託経費積算基準2(4)	<p>③軽油の価格は直近の帯広市契約単価を採用と但し書きがありますが、11月初めにも改定があると聞きました。いつ時点の単価を採用したら良いですか。</p>	<p>③軽油の単価については、予定価格を積算した7月末の市契約単価(税込133.762円)を用いています。</p>
		一抜け方式	告示11(5)	<p>④10月27日の質問(2)に対する回答が、「可不燃ごみ収集運搬業務」を落札した場合でも「資源ごみ収集運搬業務」の入札は無効にならず有効ですとありましたが、その意味は、市として条件に合えば1社で可不燃ごみと資源ごみの両方を委託することがあると理解して良いですか。</p>	<p>④お見込みのとおりです。</p>
		従事者の記載方法	収集運搬業務の従事者及び作業車両調書1	<p>⑤入札参加資格の申請書類に於いて、「収集運搬業務の従事者及び作業車両調書」(要綱様式第4号)で、運転手及び作業員名簿は可不燃ごみ収集運搬業務と資源ごみ収集運搬業務の申請書類で重複しても構わないでしょうか。</p>	<p>⑤重複しても構いませんが、その場合、可不燃ごみを落札した者が、資源ごみの申請において記載した運転手・作業員は無効とします。</p>

4	11月1日	資本関係・人的関係調書の記載方法	資本関係・人的関係調書(要綱様式第6号) 1(1)(2)	「資本関係・人的関係調書」に関して、資本関係・人的関係を持つ2社のうち、1社が可燃ごみ、もう1社が資源ごみの入札に参加する場合、「資本関係・人的関係調書」の「(1)資本関係がある他の資格者」「(2)人的関係がある他の資格者」への記載が必要かどうかご教示ください。	可燃ごみ及び資源ごみ両方の入札について、資本関係・人的関係調書への記載が必要です。
---	-------	------------------	---------------------------------	---	---